

大分県報

平成二十九年
第二八七二号
四月十四日

(金曜日)

目次

告示

大分県医師国民健康保険組合の規約の変更の認可	一
大規模小売店舗に係る公示	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	二
大規模小売店舗の廃止の届出	三
保安林の指定の解除	三
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立	三
道路の供用開始(二件)	三
道路区域の変更	四
土地改良区の役員就退任	四
都市計画図書の縦覧	五

○告示

大分県告示第二百六十三号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、次のとおり大分県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。
平成二十九年四月十四日

変更事項	変更後	変更前	認可年月日
	大分県、福岡県(福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉	大分県、福岡県(福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉	大分県知事 広瀬 勝貞

平成二十九年四月十四日

大分県報(告示)

一

組合の地区

富町、朝倉市、太宰府市、飯塚市、小郡市、行橋市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町、筑前町及び東峰村に限る。)、長崎県(佐世保市に限る。)、熊本県(熊本市、高森町及び小国町に限る。)、及び宮崎県(延岡市及び高千穂町に限る。)、の区域内の市町村

富町、朝倉市、太宰府市、飯塚市、小郡市、行橋市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。)、長崎県(佐世保市に限る。)、熊本県(熊本市、高森町及び小国町に限る。)、及び宮崎県(延岡市及び高千穂町に限る。)、の区域内の市町村

平二九・三・三〇

大分県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)、第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス三重店
豊後大野市三重町大字芦刈字都留前四百八十一番十八 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(一) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正 晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正 晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年十一月二十四日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百九十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
建物南東側 七十台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 二十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 十一・二八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二箇所 建物敷地南東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

二 届出年月日

平成二十九年三月二十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

2 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年八月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県豊肥振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新鮮市場友田店・ユニクロ日田店

日田市大字友田字森ノ木八百二番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

東京センチュリー株式会社

代表取締役 浅 田 俊 一

東京都千代田区神田練堀町三番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の名称

変更前 東京センチュリー株式会社

変更後 東京センチュリー株式会社

4 変更の年月日

平成二十八年十月一日

二 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年八月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があつた。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大分中央ビル・横萬ビル

大分市中央町一丁目二番七号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分中央ビル株式会社

代表取締役 光 延 宏 一

大分市大字豊饒二百八十五番地の一キクチ種苗本社ビル二百五号

横萬ビル株式会社

代表取締役 首 藤 哲 男

大分市中島西二丁目五番十三号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 一万二千九十七平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十九年二月二十六日

二 届出年月日

平成二十九年三月二十八日

大分県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

佐伯市米水津大字浦代浦字和留佐一七二番一三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称

南海部第三加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧鶴見町漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち定置漁業にかかるとの

大分県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六〇一番から豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六四六番四まで 平二九・四・一四

大分県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番四から豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四三番六まで 平二九・四・一四

大分県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名 区間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長

県道朝地直入線		豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番四地先から豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四三番六地先まで	前	メートル 一三・六 五・六	メートル 二〇〇・〇
豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番四から豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四三番六まで		豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四四番四から豊後大野市朝地町栗林字花ノ木八四三番六まで	後	二〇・五 五・六	二〇〇・〇

公告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、千町無田土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

役名	氏名	住所
理事	甲斐 勝美	玖珠郡九重町大字田野二四〇七番地
〃	高石 憲治	大字田野二三八六の一番地
〃	高田 茂利	大字田野二四一五番地の三三三
〃	甲斐 英幸	大字田野二三八六番地の一
〃	田中 卓一郎	大字田野二四一五番地の一
〃	高野 克己	大字田野二四二七番地の一
〃	小野 毅	大字田野一六九九番地の一二二
〃	甲斐 勝太郎	大字田野一八九六番地
監事	倉原文男	大字田野二四一五番地の七

〃	高倉利己	〃	大字田野二四一五番地の一
〃	池松守	〃	大字田野二四一五番地の六六〇

(就任役員)

役名	氏名	住	所
理事	甲斐尚哉	〃	玖珠郡九重町大字田野二四〇七の一番地
〃	高石勝明	〃	大字田野二三八六番地の一
〃	高田茂利	〃	大字田野二四一五番地の三三二
〃	石崎正利	〃	大字田野二三九五番地の二
〃	倉原文男	〃	大字田野二四一五番地の七
〃	高野克己	〃	大字田野二四二七番地の一
〃	小野毅	〃	大字田野一六九九番地の一一二
〃	甲斐勝太郎	〃	大字田野一八九六番地
監事	高倉利己	〃	大字田野二四一五番地の一
〃	池松守	〃	大字田野二四一五番地の六六〇
〃	高石憲治	〃	大字田野二三八六の一番地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
 日出都市計画道路 三・四・三号須崎新田線（日出町決定）
 三・五・四号友田竹光線（日出町決定）

二 縦覧場所
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

平成二十九年四月十四日

大分県報（公告）